

中核市以外の市町村に所在する
指定生活介護事業所
指定自立訓練（機能訓練）事業所
指定自立訓練（生活訓練）事業所 の長 様
指定就労継続支援 A 型事業所
指定就労継続支援 B 型事業所

長野県健康福祉部障がい者支援課長

令和 8 年度臨時報酬改定に係る障害福祉サービス事業所等の加算届出様式の
一部改正及び今後の改正予定について（通知）

日ごろより本県の障がい福祉行政の推進に御尽力賜り、御礼申し上げます。
このことについて、令和 8 年度臨時報酬改定により算定要件が変更となった加算の
届出様式を一部改正しましたのでお知らせするとともに、今後の改正予定に関して下
記のとおり御案内いたします。
内容について御確認いただき、適正な届出をお願いします。

記

1 就労移行支援体制加算について

（1）改正様式

加算別紙 48-1、48-2、48-3

（2）改正内容

- ・一事業所で算定可能となる年間の就労定着者数の上限が当該事業所の定員数となるため、事業所の定員数を記載する欄を追加
- ・同一の就労定着者について、同一事業所及び他の事業所において過去 3 年間で算定実績がある場合は、ハラスメント等やむを得ない事情で退職した者等市町村長が適当と認める者を除き算定不可となるため、届け出る就労定着者について加算の算定実績がない旨の誓約欄を追加

※報酬改定内容の詳細については、「資料1」を御参照ください。

※上記の算定要件を確認するため、令和8年4月以降に就労移行支援体制加算を算定する場合は、令和7年度に既に同加算を算定している場合でも、改正後の加算別紙48により令和8年4月15日（水）までに届出てくださ
い。

2 就労継続支援B型の基本報酬について

(1) 改正予定様式

報酬別紙3-1

(2) 改正予定内容

- ・令和6年度報酬改定の前後で基本報酬区分が上がった事業所について、令和8年6月より基本報酬区分が見直しとなるため、「令和8年4・5月基本報酬区分」及び「令和8年6月以降基本報酬区分」を届出る様式に改正予定

※報酬改定内容の一部について、厚生労働省より情報が提供されていないため、現時点で改正様式等をお示しすることができません。情報提供があり次第、改正様式及び基本報酬算定の考え方等に関する動画資料をご案内いたします（令和8年度末を予定しています）。なお、現時点で厚生労働省より示されている報酬改定内容の詳細については、「資料2」を御参照ください。

3 県ホームページ掲載先

長野県ホームページ>健康・福祉>障がい者福祉>障害福祉サービス>障がい福祉サービス事業者向け情報>障害福祉サービス事業者の皆さまへ>加算等算定に必要となる届出書等について

<https://www.pref.nagano.lg.jp/shogaishien/kasantodokede.html>

(問合せ先)

担当 障がい者支援課施設支援係 竹田、荒田

電話（直通）026-235-7149

F A X 026-234-2369

電子メール fuku-shisetsu@pref.nagano.lg.jp